

国民年金保険料の納付が困難な方へ 国民年金保険料の免除・納付猶予申請が可能です！

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

●保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる制度があります。

メリット 1

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！

例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、年金額が2分の1保障されます。（免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。）

※納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

メリット 2

万が一の際にも保障を確保！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。

退職（失業等）により納付が困難な方は、特例免除を申請できます！

対象となる方	申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方 ※退職（失業等）された方の前年の所得をゼロとして審査します。
保険料の納付が免除される期間	失業等のあった月の前月から翌々年6月まで ※免除等申請ができる期間 ・過去期間……申請書が受理された月から2年1か月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。 ・将来期間……翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から翌年の6月までの12か月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください。

※複数年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができますが、申請書は申請する年度ごとに1枚必要となりますのでご注意ください。

手続きについて

●申請書による申請

- ①申請書の記入▶「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に必要事項を記入してください。
- ②申請書を提出▶総務課住民グループまたは稚内年金事務所まで提出してください。郵送でも手続きできます。**退職（失業等）により納付が困難な方は、次の書類を添付してください。**

失業した事実が確認（雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者）
できる証明書類の写し（離職票や雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など）

なお、過去に同一の失業等の理由により免除等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付等したことがある場合は、あらためて添付等する必要はありません。

●提出期限

すみやかに提出してください。（申請が遅れても最大2年1か月前までさかのぼって申請できます。ただし、申請が遅れると万が一の際に障害年金などを受け取ることができなくなる場合があります。）



マイナポータルを利用した電子申請でいつでも免除等が申請できます！



マイナポータルはこちらです
<https://myna.go.jp>

※初めてマイナポータルを利用される方は、マイナポータルのログイン画面の「登録・ログイン」から「利用者登録」を行ってください。

詳しく知りたいときや、わからないことがあったときは稚内年金事務所 お客様相談室（0162-33-7011）または日本年金機構ホームページをご覧ください。

ほぼ

令和7年10月より 「書かない窓口」が住民グループ窓口でスタートします！

住民グループ「書かない窓口」サービスとは

マイナンバーカードの利便性及び住民サービス向上のため、10月より住民グループ窓口でマイナンバーカードを利用した申請書自動作成支援システム「マイナピットプロ」が導入されます。

これにより以下の手続きの際に、カードリーダーにマイナンバーカードをかざすことで、氏名・住所などが自動で印字されます。

申請書作成支援システム
「マイナピットプロ」



利用できる手続き

【証明書関係】

- ・戸籍証明関係
- ・住民票関係
- ・税証明書関係
- ・印鑑登録証明関係

【マイナンバーカード関係】

- ・マイナンバーカード更新の手続き
- ・電子証明書に係る手続き
- ・マイナンバーカードの券面記載事項を変更する手続き

【届出関係】

- ・住民異動に関する手続き
(転入・転出・転居・世帯分離・世帯主変更等)

期待される効果等

- ・何度も申請書に氏名・住所などを記載する必要がなく、手続きがより便利でスムーズになります。
- ・職員側にもモニターがついているため、操作が不慣れな方、補助が必要な方は職員で代理操作や、口頭での補助が可能ですので安心して利用できます。

申請書の作成の流れ



申請書の選択画面



マイナンバーカードの作成をご検討ください

マイナンバーカードを作成してない方は本サービスをご利用できません。

住民グループでは、マイナンバーカードの申請受付を行っているほか、役場にお越しになれない人などを対象に出張申請も行っております。まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、作成をご検討ください。

お問い合わせ 総務課住民グループ (01634-8-7660)

丹羽建設株式会社（浜頓別町）の地域貢献活動の一環として、8月6日（水）寿地藏尊周辺は交通安全慰霊祭のため、上駒地藏尊周辺は景観維持のため草刈り作業が行われました。

これにより、交通安全を祈願する地藏尊、北緯45度通過を示す看板が見やすくなり、ドライバーへの宣伝効果の向上に大きく寄与されました。

